

## 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに係る合意書

国民健康保険金ケ崎診療所と \_\_\_\_\_ は、  
院外処方箋における疑義照会の運用について、下記のとおり合意する。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

### 記

#### 1 院外処方箋における個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルについて」(別添)の「2 疑義照会を不要とする項目」及び「3 各項目の概要」については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

#### 2 運用開始について

年 月 日から運用を開始する。

#### 3 合意の解除または内容の変更について

合意の解除または内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

年 月 日

住 所：岩手県胆沢郡金ケ崎町西根鑓水 98 番地

名 称：国民健康保険金ケ崎診療所

代表者： 印

住 所：

名 称：

代表者： 印